

# 令和元年度 部局長マネジメント方針

やまだ いちろう  
税務部長 山田 市郎



## 仕事に対する基本姿勢

市民に最も身近な存在である税が、適正かつ公平に課税され、納税者である市民の皆様が安心、納得して納税していただくために、課税客体の的確な把握と正確な税の賦課に努めるとともに、市民に対しては広報等を通じて税負担の公平性を理解していただき、納税に対する意識を更に深めてもらえるように努めます。

税全般につきましては、市民のために税務職員としての責務、使命を果たすという意識を常に持って、税務部が一丸となって市の歳入の根幹である税収入の確保に努めます。

## 平成30年度の振り返り

経済部の市内中小企業動向調査では、市内中小企業の景況が4期ぶりに改善され、各種指標に改善の兆しが見られるとの報告結果を反映し、法人市民税の税収が増額となりました。しかし、消費税率の引き上げや中国経済の縮小等の影響で景気の先行きは不透明であり、税を取り巻く環境は厳しい状況になると予想されることから、注視が必要と考えております。

また、平成30年度から個人住民税の特別徴収義務者の一斉指定を行いました。その結果、従業員の方の納付忘れや、金融機関等に出向く煩わしさを減らすことができるなど納税者の方にとって利便性の向上が図れました。今後も、市税を納付しやすい環境を整備し、収入の確保に向けた様々な方策を引き続き実践してまいります。

## 令和元年度に取り組む重点課題

### 1 適正・公平な賦課徴収

税を取り巻く環境は今後厳しくなっていくことが予想されます。その中で市民の皆様は税に対する理解を深めていただくために、今まで以上に適正、公平という税の基本理念を堅持し、税収の確保に取り組めます。

- ・ 公平な税負担の観点の下、税制改正に伴う適切な対応、税務署や他の市町村との連携を密にして、納税義務者及び課税客体といった賦課情報の適正な把握に一層努めます。
- ・ 昨年度まで継続してきた現年課税分未納者への早期対応、滞納整理の強化など、計画的かつ効果的な事務執行を行い、市税収入の確保については着実に成果を上げてきました。また、収入率の向上に効果的な従来の手法に加え、新たな収納機会や手法も検討しながら、引き続き効率的な収入確保策の実現に向けて努力します。
- ・ 職務遂行能力向上のため、税務職員一人一人のスキルアップを図り、税制改正に伴って複雑化する税制度の改正内容を的確に把握し、適切な対応と相談業務、収納においても法令に基づいた適切な業務に努めます。
- ・ 市民の納税意識の高揚を図るため、国及び府と協力して広報・啓発活動を行います。

## 2 市税収入の確保

税負担の根本原則である公平性を確保するためには、滞納額を縮減することが不可欠であり、新たな滞納繰越額の発生の抑制に重点を置いて、滞納整理を行います。

- ・ 執務時間中に来庁することが困難な市民のために、休日・夜間納税相談窓口を開設します。

《平成30年度実績》

【休日】	4月28日、29日	10月27日、28日	1月26日、27日	(計6日間実施)
【夜間】	4月26日、27日	10月29日、30日	1月28日、29日	(計6日間実施)

- ・ 滞納繰越分については、納期内納付をされている方との公平性の確保の観点から、支払能力がある未納者に対しては、預貯金、(不)動産などの差押を実施するとともに、インターネット公売などで換価処分を行います。

	《平成29年度実績》	《平成30年度実績》
動産の差押	2件	6件
預貯金等の債権差押	476件	422件
不動産の差押	79件	104件
無体財産	10件	8件
不動産の公売	落札額 4,160万円	落札額 406万円
インターネット公売	落札額 757万円	落札額 0万円

(平成30年度は不動産公売のみ)

《収入率の推移》（現年課税分+滞納繰越分）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
東大阪市	97.30%（6位）	98.07%（5位）	98.43%（5位）	98.66%（見込み）
府下平均	95.83%（31市）	96.61%（31市）	97.16%（31市）	—————

### 3 市民サービス、納税者サービスの向上

市民の利便性の向上を図るため、従来から行っているコンビニエンスストアでの納付や口座振替に加え、ペイジー口座振替受付サービス、Web 口座振替受付サービスなど収納機会のチャンネルを増やし納期内納付、自主納付を推進してきましたが、今後も引き続きインターネットバンキングやクレジットカードによる納付など、納付しやすい環境整備のための調査、検討を行います。その際には、市民の利便性と費用対効果を検証し、実現可能で効果的な収納方法を探求します。また、マイナンバー制度導入に伴う個人（法人）番号の活用で、納税者の利便性向上と税務事務の効率化を図ります。その他、地方税ポータルシステム（e L T A X）による申告・申請の受付などの電子利用を促進し、地方税共通納税システム（共同収納）等への取り組みを進めます。

令和元年10月導入予定の地方税共通納税システムにおいては、企業が複数の地方公共団体への納付を一括して行うことができ、各地方公共団体の収納代理金融機関以外の金融機関からも納付が可能になるなど、収納手段が追加され納税者の利便性向上に繋がります。

平成30年度より給与支払者に対して、市・府民税の特別徴収義務者一斉指定を行いました。引き続き指定の取り組みを徹底し、納税者の利便性を高めます。

- ・納税の際、わざわざ金融機関に行く手間を省くとともに、失念による納め忘れがないように便利な口座振替を推奨しています。

【取扱税目：個人市民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税】

《口座振替利用率実績》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
個人市民税（普通徴収）	19.40%	18.50%	18.70%	19.50%
固定資産税・都市計画税	27.30%	27.40%	28.30%	29.40%
利用割合（全体）	25.00%	24.80%	25.60%	26.90%

- ・コンビニエンスストアより一部の市税が納付できます。

【取扱税目：個人市民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税】

《コンビニ利用率実績》（利用率=コンビニエンスストアでの納付件数/総納付件数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
個人市民税（普通徴収）	43.30%	45.40%	47.90%	48.90%
固定資産税・都市計画税	25.10%	27.60%	29.00%	30.40%
軽自動車税	49.90%	50.60%	54.40%	55.50%
利用割合（全体）	34.30%	36.20%	38.20%	39.20%

- ・平成28年2月よりマイナンバーカードを使用して、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機から市・府民税証明書を取得することができます。

《コンビニエンスストアでの税証明書発行件数》

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
19件	219件	752件	1,325件

※利用できるコンビニエンスストア（平成31年4月1日現在）

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオンリテール

※利用時間

6：30～23：00（12月29日～1月3日を除く。）

※手数料

300円 ⇒ 200円（平成30年4月1日より減額）

- ・地方税における手続き（法人市民税の申告、給与支払報告書の提出、償却資産の申告、事業所税の申告）が、インターネットを利用して行えます。

《eL TAX利用件数》 【取扱税目：法人市民税、個人市民税、固定資産税（償却資産）、事業所税】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	（ ）内は全体の申告件数		
法人市民税	13,828 (22,511)	14,997 (22,865)	16,154 (23,571)
個人市民税	19,443 (55,666)	22,667 (57,746)	26,269 (59,010)
固定資産税（償却資産）	2,983 (11,201)	3,262 (12,562)	3,661 (13,388)
事業所税	178 (1,145)	226 (1,152)	241 (1,208)